

全国健康保険協会千葉支部 第98回評議会
(平成30年5月29日開催)

ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組について

目次

○ジェネリック医薬品の使用促進について	3頁
(協会けんぽ千葉支部の状況について)	
○平成30年度の取組について	6頁
・平成30年度の取組の検討について	7頁
・ジェネリック医薬品の使用促進に向けた課題	12頁
・平成30年度の具体的取組について	13頁

協会けんぽ千葉支部の状況について

協会けんぽでは平成30年度に保険者機能強化アクションプラン（第4期）を策定し、ジェネリック医薬品の使用促進に関するKPI（重要業績評価指標）として、2020年（平成32年度）9月までに協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合80%以上を目標に掲げている。なお、協会けんぽ千葉支部では平成30年度のKPIをジェネリック医薬品使用割合**76.4%**以上としている。

平成30年度千葉支部事業計画（抜粋）

○ジェネリック医薬品の使用促進（インセンティブ制度評価指標関連事項）

- 各地域のジェネリック医薬品の使用促進に係る阻害要因を数値化したジェネリックカルテやアンケート結果の分析を行うことで、地域の課題を抽出し重点的な取組を実施する。
- ジェネリック医薬品に関する理解を深めていただくため、加入者に向けて適切な広報を実施するとともにジェネリック医薬品セミナーを開催する。
- なお、各種取組の実施にあたっては千葉県、医師会、薬剤師会及び健康保険組合等と連携して進めていく。

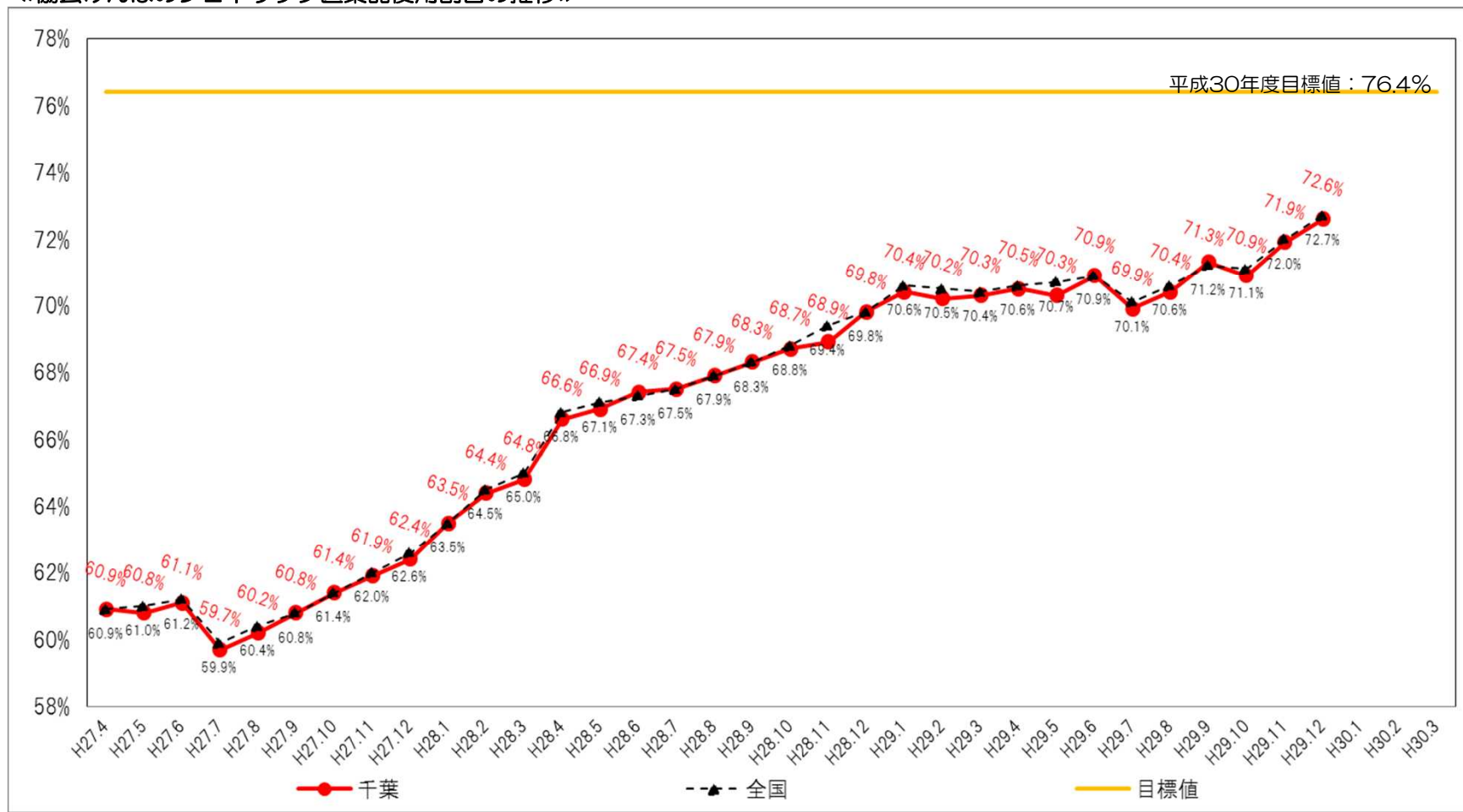
■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を76.4%以上とする。

協会けんぽのジェネリック医薬品使用状況について

平成29年12月時点の協会けんぽにおけるジェネリック医薬品使用割合は以下のとおり。

●全国平均・・・72.7%、千葉支部・・・72.6%（第30位）

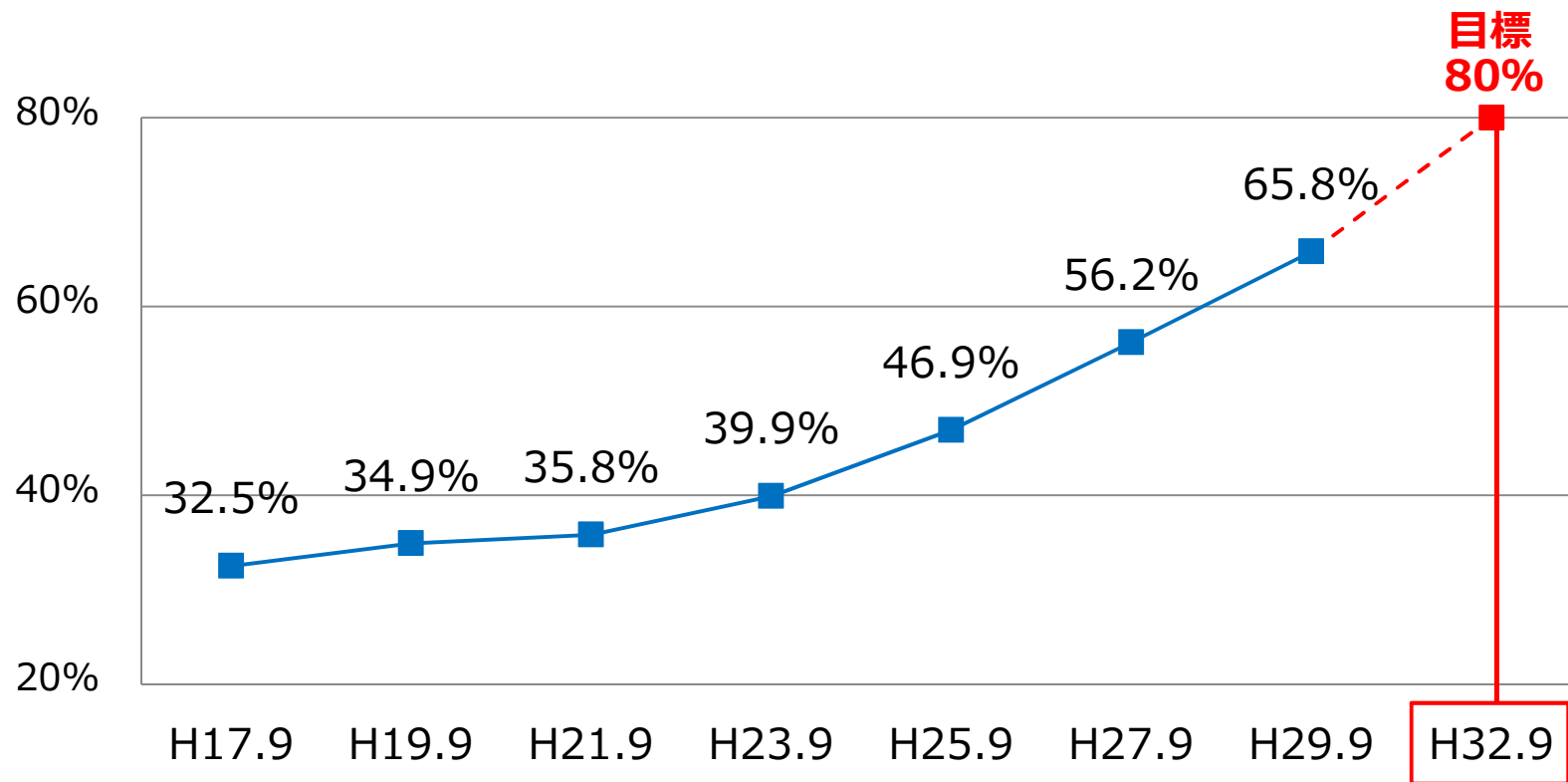
《協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合の推移》



後発医薬品の使用割合の推移と目標

「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)(抄)

⑦薬価制度の抜本改革、患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し、薬剤の適正使用等
2020年(平成32年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。



注)「使用割合」とは、「後発医薬品のある先発医薬品」及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の使用割合をいう。 厚生労働省調べ

平成30年度の取組について

平成30年度の取組の検討について

平成30年度におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組を行うにあたって、現在抱えている課題を把握し、効果的な事業展開を行うため、協会けんぽで作成したジェネリックカルテ（参考資料2）や平成29年度に実施した保険薬局へのアンケート結果（参考資料3）等の分析を行った。

これらの分析結果については以下のとおり。

（1）ジェネリックカルテについて（参考資料2）

各地域のジェネリック医薬品の使用促進に係る阻害要因を数値化（偏差値化）したジェネリックカルテにおける千葉支部の状況は次のとおり。

- 「医療機関の視点」では、院内処方のうち入院（偏差値57：指標数値80.1）及び外来（病院）（偏差値61：指標数値66.5）の偏差値が高くなっている。一方、院内処方の外来（診療所）（偏差値46：指標数値56.9）及び院外処方における一般名処方率（偏差値45：指標数値43.9）の偏差値が低くなっている。
- 「薬局の視点」では院外処方率（偏差値57：指標数値81.3）の偏差値は高くなっているが一般名処方限定調剤ジェネリック医薬品使用割合（偏差値48：指標数値80.5）の偏差値が低くなっている。
- 「患者の視点」では加入者ジェネリック拒否割合（偏差値45：指標数値20.1）の偏差値が低くなっている。

《ジェネリックカルテ（抜粋）》

都道府県名 ※1	ジェネリック医薬品使用割合（全体） （※2、3、4、5）	【医療機関の視点】											【薬局の視点】							【患者の視点】																					
		院内処方						院外処方					調剤ジェネリック医薬品使用割合 （院外処方再掲）			院外処方率 （※9）	加入者ジェネリック拒否割合 （※10）	公費対象者ジェネリック医薬品使用割合 （※11）	全保険者とのジェネリック医薬品使用割合の乖離 （※12）																						
		院内処方ジェネリック医薬品使用割合			院外処方ジェネリック医薬品使用割合			一般名処方率 （※7）	一般名処方限定調剤ジェネリック医薬品使用割合 （※8）		院内処方率																														
		偏差値	指標数値	影響度 （※13）	入院	外来			入院処方率 （※6）	病院	診療所	病院	診療所																												
12 千葉	53	70.0	52	61.4	+02	57	80.1	+00	61	66.5	+04	46	56.9	-03	57	18.7	52	71.9	+05	51	71.0	+01	52	72.3	+04	45	43.9	52	71.9	+05	48	80.5	57	81.3	45	20.1	57	61.1	56	+1.8	
- 全体	-	68.7	-	60.2	-	-	77.8	-	-	57.3	-	-	59.0	-	-	23.7	-	52	71.3	-	-	70.6	-	-	71.6	-	-	45.9	-	71.3	-	-	81.0	-	76.3	-	18.4	-	58.0	-	+1.3

※平成29年10月時診療分の医科、DPC、調剤レセプトを対象に集計

※各項目における全国平均を50とした場合の千葉支部の偏差値を表したもの。赤い部分が他支部と比較して低調な項目

(2) 保険薬局へのアンケート結果について（参考資料3）

平成29年10月に薬局別ジェネリック医薬品使用割合通知を送付した際に実施したジェネリック医薬品の使用促進に関するアンケート結果は次のとおり。

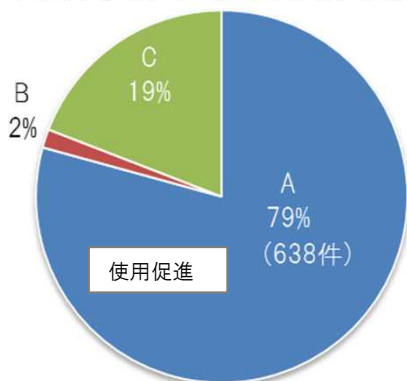
※千葉県内の2,190の保険薬局に送付、805件の回答

- 平成29年10月に行った薬局別ジェネリック医薬品使用割合通知について、約8割の薬局で使用促進のきっかけとなった。
- ジェネリック医薬品の使用に消極的な理由としては患者の拒否と近隣の医療機関が消極的との意見が多く見られた。特にD区分薬局（ジェネリック医薬品使用割合が60%以下の薬局）では、近隣の医療機関の考え方が、ジェネリック医薬品の使用割合に影響していると考えられ、対策を検討する必要があると思われる。
- また、患者や医療機関に理解を求める意見が多いことに加え「薬剤師の積極的な説明」という意見も見られた。薬剤師が、これまで以上に積極的に推進できるよう、協会から加入者や薬局に対して情報提供等を継続的に実施していく必要があると考えられる。

＜アンケート結果（抜粋）＞

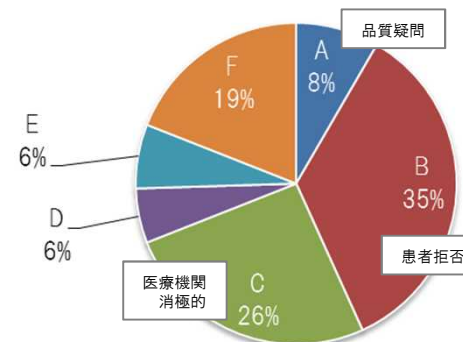
【①】 今回の通知をご覧になられて、ジェネリック医薬品の使用促進を更に進めようと思われましたか。（回答数805）

A：はい、B：いいえ、C：どちらともいえない



【②】 ①でBまたはCと回答した薬局様に質問です。その理由を教えてください。（複数回答可 回答薬局数178）

A：品質・効果に疑問がある、B：患者が拒否、C：近隣の医療機関が消極的、D：供給体制が整っていない、E：貴薬局の負担となるため、F：その他



(3) その他

①中央社会保険医療協議会（以下、中医協）が実施した調査結果について（抜粋）

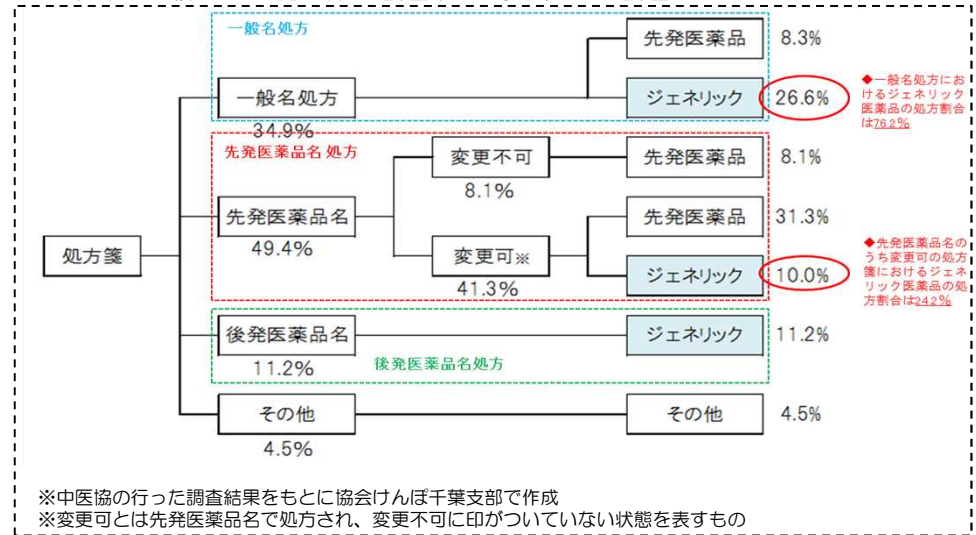
《一般名処方※1について》

一般名処方が行われた場合の後発医薬品調剤割合は76.2%と先発医薬品名処方における「変更不可」に印がついていない処方箋※2の後発医薬品調剤割合24.2%と比較して高くなっている。しかしながら、処方箋全体のうち一般名処方は34.9%にとどまっており、先発医薬品名処方の49.4%と比較すると低くなっている。

※1 一般名処方とは、処方箋に記載される医薬品が製品名ではなく成分名で記載されること

※2 「変更不可」印がついていない処方箋は先発名処方の90.7%

《処方箋に記載された品目数の割合及び対応状況の割合》



《薬局のジェネリック医薬品の取組状況について》

「全般的に積極的に取り組んでいる」とした回答は全体の68.3%で、「取り組んでいない」とした回答は全体の3.6%となっている。また、後発医薬品を積極的に調剤しない場合の理由として、「患者が先発医薬品を希望する」が62.3%で最も多く、次いで「近隣医療機関が後発医薬品の使用に消極的」（30.9%）、「後発医薬品の品質に疑問」、「在庫管理の負担」（ともに29.9%）となっている。

《患者の意向について》

ジェネリック医薬品に関する意向について、「少しでも、又は一定額安くなれば使用したい」と回答した人は全体の71.1%であり、「使用したくない」と回答した人は12.1%となっている。なお、「使用したくない」と回答した理由については、「効き目や副作用に不安があるから」（61.9%）、「使い慣れたものがないから」（44.8%）、「報道等でジェネリック医薬品の品質、効果等に関してよい情報を聞かないから」（21.9%）となっている。

(3) その他

②千葉県が実施した病院向けアンケート結果（平成30年3月公表）

※平成28年5月に200床以上の病院、平成29年5月に200床未満の病院に調査を実施
※各グラフは「後発医薬品に関するアンケート報告書」（平成30年3月 千葉県）より引用

《ジェネリック医薬品の使用促進の取組について》

ジェネリック医薬品の使用促進については200床以上の病院では97.2%、200床未満の病院では79.8%の病院が取り組んでいると回答している。

また、外来患者に対し切替を決めているのは200床以上で81.1%、200床未満では86.9%となっている。

なお、外来患者への取組を実施している病院のうち、一般名処方加算を算定した外来患者の院外処方箋枚数の割合が100%に達しない理由として、「電子カルテやレセプトコンピューターの対応が不十分であるため」、「先発品のみ処方箋があるため」、「先発医薬品を希望する患者がいるため」、「後発医薬品変更不可の支持がある処方箋があるため」といった意見が多く見られている。

《後発医薬品の普及促進に関する考え方について》

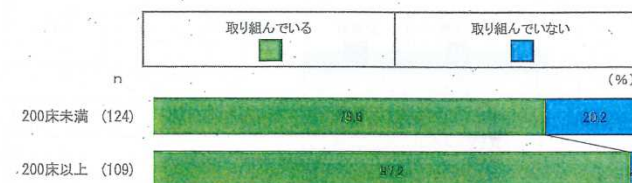
ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた改善点については「医薬品メーカーの対応（安定供給、品質確保、情報提供の体制等）」、「医師の意識・理解」、「医療保険制度上の改正」、「患者に対する普及啓発の不足（国・都道府県等）」、「病院管理者の意識・理解」などが挙げられている。

《県で実施してほしい事業や新たに取組必要があると考えられる事業について》

病院から県への要望事項としては「消費者等への啓発（リーフレット等啓発資材の配布）」、「後発医薬品に関するセミナーの開催」、「関係団体等（医師会・薬剤師会等）を構成員とする後発医薬品安心使用促進協議会の開催」、「後発医薬品採用リストの作成」などが挙げられている。

○後発医薬品の使用促進の取組状況

図7-2-2 後発医薬品の使用促進の取組状況

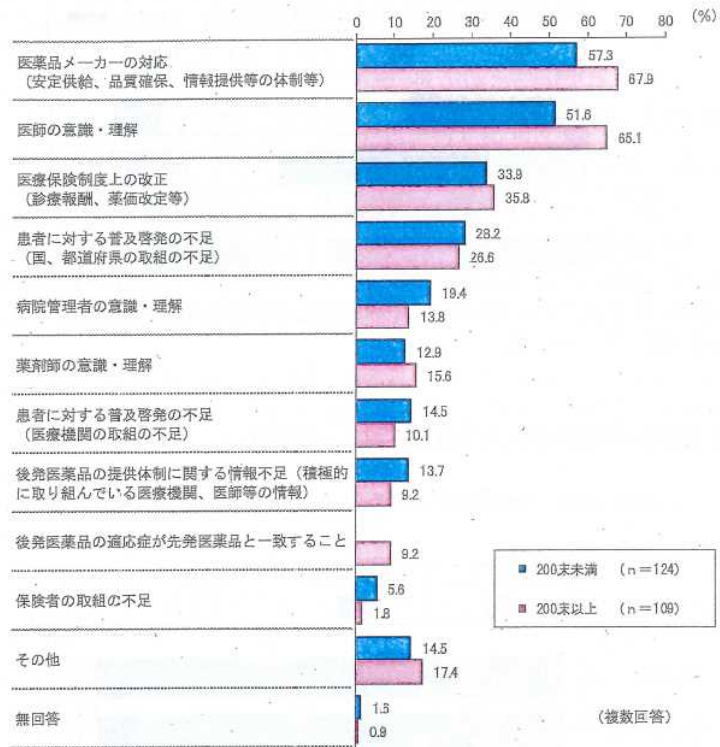


後発医薬品の使用促進に取り組んでいる病院の割合は、200床以上の病院が200床未満の病院よりも17.4%高くなっている。(図7-2-2)

(3) その他

(4) 後発医薬品の普及、促進に関する考え

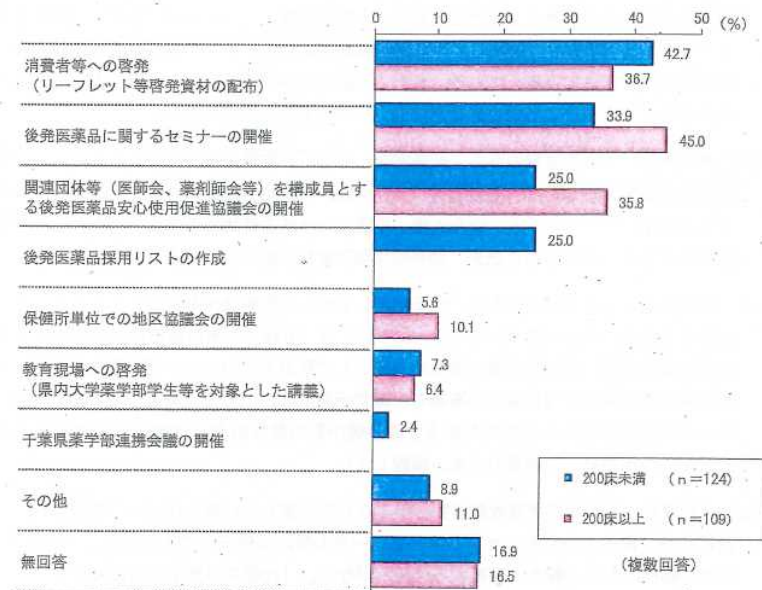
図7-4-1 後発医薬品の普及、促進に関する考え



後発医薬品の普及、切替の促進のために改善すればよいと思うことについては、200床以上の病院、200床未満の病院とも同じ傾向で、「医薬品メーカーの対応」が最も多く、次いで「医師の意識・理解」となっている。(図7-4-1)

(5) 今後、県で実施してほしい事業や新たに取り組む必要があると考えられる事業

図7-5-1 今後、県で実施してほしい事業や新たに取り組む必要があると考えられる事業



注)「後発医薬品採用リストの作成」は昨年度の選択肢にない

千葉県で実施している事業のうち、今後充実してほしい事業については、200床以上の病院では、「後発医薬品に関するセミナーの開催」が最も多く、次いで「消費者等への啓発」、200床未満の病院では「消費者等への啓発」が最も多く、次いで「後発医薬品に関するセミナーの開催」となっている。(図7-5-1)

ジェネリック医薬品の使用促進に向けた課題について

千葉県や中医協、協会けんぽ等が実施したアンケートや調査等の結果を踏まえ、ジェネリック医薬品の使用促進に向けて取り組むべき課題としては以下の2点があると千葉支部では考えている。

1. 処方箋における一般名処方の推進

- 中医協の調査結果によると一般名処方におけるジェネリック医薬品の調剤割合は高くなっている。
- 一般名処方の割合を増やすことでジェネリック医薬品の使用促進を図ることができると考えられる。
- 千葉支部の一般名処方割合は他支部と比較しても低く、一般名処方を推進した場合の伸びは大きい。

2. 加入者や医療機関関係者の理解促進

- ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けては加入者や医療機関関係者に理解を求める声が多くある。
- 加入者（患者）に広く普及啓発を行うことで、ジェネリック医薬品の拒否を減少することができる。
- 医師や薬剤師等の医療機関関係者の意識向上・理解促進に向けたセミナーの開催なども要望されている。

平成30年度の具体的取組について

前述の課題解消に向けた、平成30年度の具体的取組については①ジェネリック医薬品の普及啓発、②ジェネリック医薬品使用促進セミナーの開催、③薬局別ジェネリック医薬品使用割合通知の送付、④一般名処方推進のための医療機関への訪問、⑤ジェネリック医薬品軽減額の通知《本部実施》、⑥千葉県後発医薬品安心使用促進協議会等での意見発信を予定している。

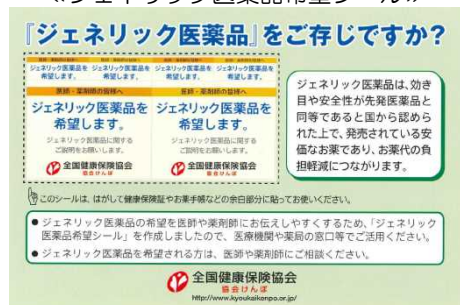
また、各取組をより効果的なものとするため、千葉県や薬剤師会、医師会などの中心とした関係団体と連携して進めていくための協力依頼を行う。

①ジェネリック医薬品の普及啓発

加入者への普及啓発についてはこれまでも積極的に行ってきたが、前述のとおり患者側の拒否がジェネリック医薬品の使用促進を妨げる一つの要因と考えられている。加入者のジェネリック医薬品への理解促進を図るため以下の4つの取組を実施していく。

- ①希望シールやリーフレットの配布
- ②各種広報媒体の活用
- ③【一部新】お薬手帳カバーの作成・・・保険証入れを追加したものを作成し、薬局へ配布予定
- ④【新】電車広告の実施・・・加入者に広く広報を実施するため、JR千葉駅以東の路線での実施を検討

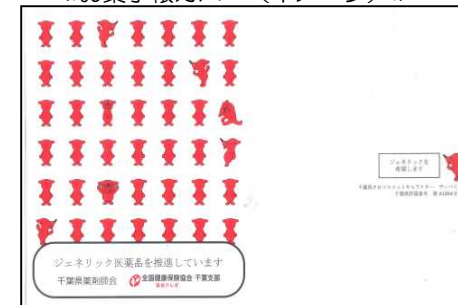
《ジェネリック医薬品希望シール》



《リーフレット（厚生労働省作成）》



《お薬手帳カバー（イメージ）》



※28年度作成版

②ジェネリック医薬品使用促進セミナーの開催

ジェネリック医薬品の使用促進にあたっては加入者（患者側）の理解が必要となるほか、医療提供体制側である病院や薬局においても理解が必要との結果が各種アンケートから見られている。また、千葉県が病院に行ったアンケートでは県へのその対策の1つとしてセミナーの開催も挙げられている。

については、医療提供体制側への働きかけの一環として、薬剤師を中心とした医療機関関係者を中心としたジェネリック医薬品使用促進セミナーを開催する。なお、開催にあたっては関係団体に協力依頼を行う。

《ジェネリック医薬品使用促進セミナー（案）》

項目	概要
対象者	薬剤師を中心とした医療機関関係者
テーマ	千葉県におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けて
概要	①基調講演、②パネルディスカッション、③取組報告 など
その他	実施時期、内容等については、今後検討する

③薬局別ジェネリック医薬品使用割合通知の実施

平成29年10月に実施した事業であり、アンケート結果（参考資料3）からも当該事業がジェネリック医薬品の使用促進に一定の効果があると考えられるため、30年度も引き続き実施することとする。

○実施時期：平成30年7月（予定）《平成29年10月分データを使用》

○通知内容：薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合を送付し、県内でどの位置にいるか把握してもらう

※前年度実施時点《平成28年10月分データ》からの増減を追加予定。

※協会けんぽが実施する軽減額通知の事前のお知らせ等を併せて実施

④一般名処方推進のための医療機関への訪問

医療機関における一般名処方がジェネリック医薬品の使用促進に向けた有効な手段となるのは中医協の調査結果として挙げられており、今後いかに一般名処方の割合を増やしていくかが課題となっている。

平成30年度の診療報酬改定において一般名処方加算や後発医薬品使用体制加算の見直しに加え、後発医薬品の調剤数量が著しく低い薬局に対する調剤基本料の減算規定が新たに設けられるなど、国において報酬面から後発医薬品の使用促進が図られている。また、千葉県においては4月初めに協会及び健保連からの求めに応じて県より医師会、自治体病院協議会、民間病院協会、日本病院会、病院薬剤師会あてに依頼文書、薬剤師会あてに通知を発送し、一般名処方の推進を行っている。

これらをより効果的なものとするには協会（保険者）から医療機関への直接的なアプローチが必要と考えられるため幹部職員による医療機関への訪問を行い、一般名処方の推進や現在抱えている課題等についてヒアリングを行う。

⑤ジェネリック医薬品軽減額通知の送付（本部実施）

現在服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減可能額をお知らせする取組で平成21年度から実施。平成29年度は第1回目（約358万件）を29年8月に、第2回目（約345万件）を30年2月に送付している。

《送付対象者》

20歳以上の加入者、軽減効果額が医科600円、調剤50円以上ある方

⑤ジェネリック医薬品軽減額通知の送付（本部実施）

平成29年度第1回目の千葉支部における実績は以下のとおり（第2回目実績は30年9月頃公表予定）。より効果的となるよう、事前に薬局宛に実施内容の情報提供を予定（H30.7）。

《29年度第1回目実績》

- 送付者数は約9万人
- 切替者数は約2.4万人（切替率は26.9%）
- 軽減効果額は約0.4億円／月となる。

支部名		送付人数	切替人数	切替率	軽減効果額 (月)	切替者一人当り 軽減効果額	送付者一人当り 軽減効果額
12	千葉	89,546人	24,064人	26.9%	0.4億円	1,728円	464円
全国		3,579,162人	981,835人	27.4%	15.6億円	1,587円	435円

⑥後発医薬品安心使用促進協議会等での意見発信

千葉県では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を患者及び医療関係者が安心して使用することができるよう環境整備を図るため、後発医薬品安心使用促進協議会を設置し、安心使用促進計画の策定や使用促進のための具体的な取組の検討実施を行っており、協会けんぽも委員として参加している。

平成30年度の後発医薬品安心使用促進協議会は平成30年7月と平成31年3月に開催が予定されている。